

平成 21 年 12 月 2 日

参 考 资 料

(法 人 课 税)

目 次

・ 民主党マニフェスト	1
○ 中小軽減税率	
・ 主な中小企業支援税制	3
・ 中小法人（資本金1億円以下の法人）に対する法人税率	4
・ 中小法人と個人事業主との税負担率比較（国税）	5
○ 「一人オーナー会社」課税制度	
・ 一人オーナー会社の役員給与の損金算入制限措置について	7
・ 一人オーナー会社課税制度の適用状況等	8
・ 個人事業主と一人オーナー会社の税負担	9
○ 資本に係る取引等に係る税制	
・ （要望①）グループ法人間の譲渡取引の損益の繰延べ	11
・ （要望②）大法人の100%子会社への中小特例の適用の見直し	12
・ （要望③）連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し	13

民主党マニフェスト

政策各論

35. 中小企業向けの減税を実施する

【政策目的】

○ 中小企業やその経営者を支援することで、経済の基盤を強化する。

【具体策】

○ 中小企業向けの法人税率を現在の18%から11%に引き下げる。

○ いわゆる「1人オーナー会社（特殊支配同族会社）」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止する。

マニフェストの工程表

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
上記以外の政策 (後期高齢者医療制度廃止、大学奨学金拡充、 最低賃金引き上げ、中小企業支援等)	財源を確保しつつ、順次実施			3.6兆円

民主党政策集INDEX2009

税 制

法人税改革の推進

租税特別措置の抜本的な見直しを行います。これを進めて課税ベースが拡大した際には、企業の国際的な競争力の維持・向上などを勘案しつつ、法人税率を見直していきます。

中小企業支援税制

中小企業に係る法人税の軽減税率は当分の間11%とします。

「一人オーナー会社（特殊支配同族会社）」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止します。

中小輕減稅率

主な中小企業支援税制

軽減税率による税負担の軽減措置

- 中小法人の軽減税率（本則22%、現行18%）
創設年度 昭和30年（本則部分）
平成21年度（22%→18%）
減収見込額 ▲1,100億円程度（22%→18%の部分）

租税特別措置による課税ベースの減免措置

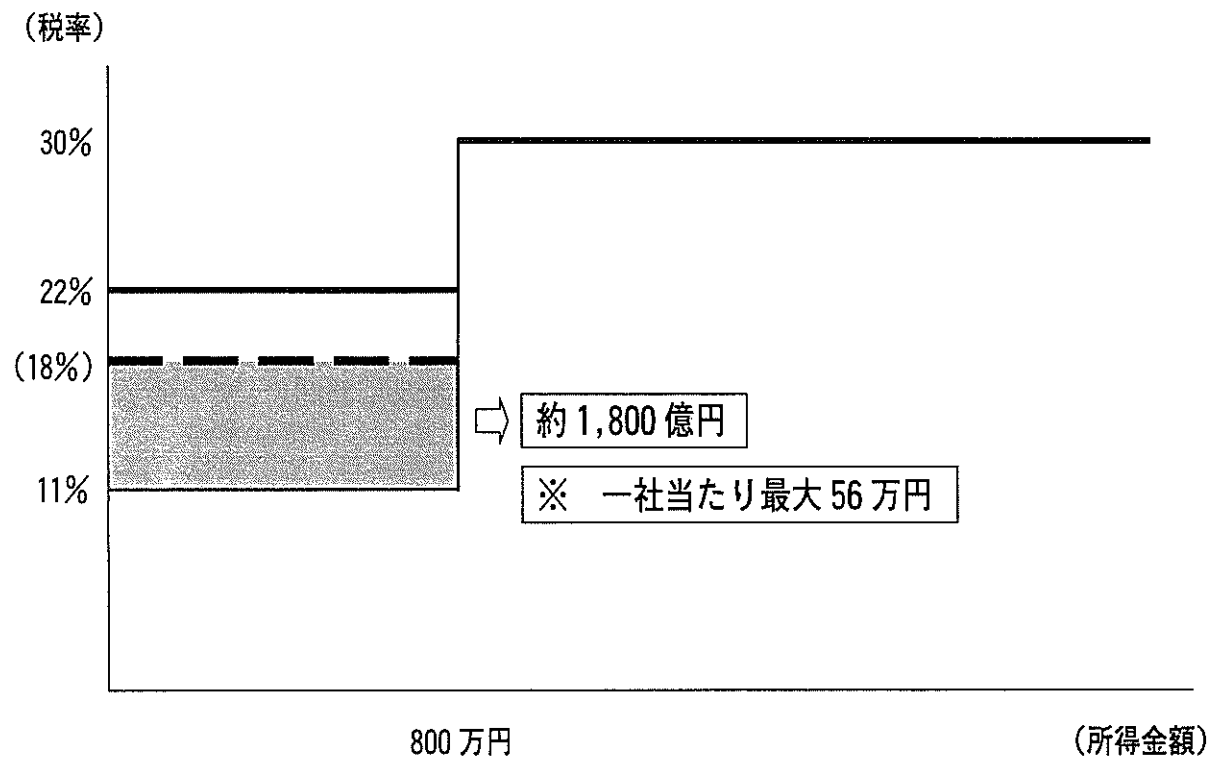
- 中小企業向け研究開発税制
（中小企業技術基盤強化税制）
創設年度 昭和60年度
減収見込額 ▲70億円程度
- 中小企業等基盤強化税制
創設年度 昭和62年度
減収見込額 ▲140億円程度
- 中小企業投資促進税制
創設年度 平成10年度
減収見込額 ▲2,500億円程度
- 交際費等の損金不算入の特例
創設年度 昭和29年度
※ 定額控除額の適用対象者が資本金1億円以下の法人と
なったのは、平成15年度
減収見込額 ▲3,100億円程度
- 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
創設年度 平成15年度
減収見込額 ▲290億円程度

(注)減収見込額は、平成21年度ベース(平年度)である。

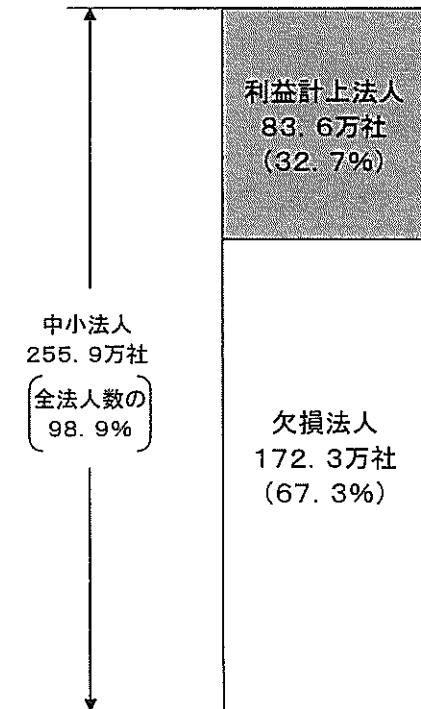
中小法人(資本金1億円以下の法人)に対する法人税率

所得金額	税率
所得金額のうち年800万円超の金額	30%
〃 年800万円以下の金額	22% (18%)

(注) カッコ書きは、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度に適用される税率。

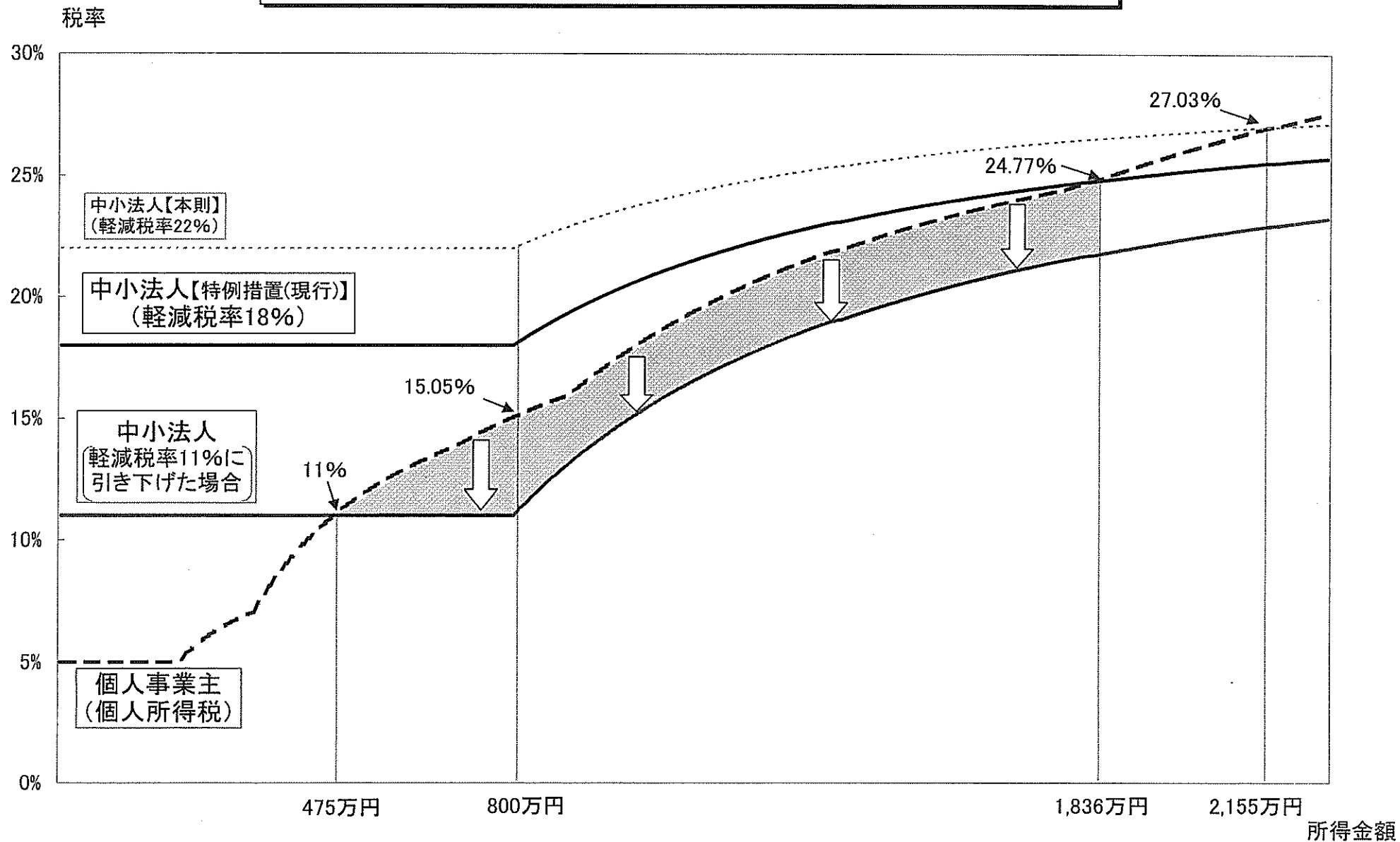


(参考) 中小法人の欠損法人割合



(備考) 会社標本調査(平成19年度分)による。なお、全法人数は、活動中の内国普通法人259.4万社から連結子法人を除いた258.8万社。

中小法人と個人事業主との税負担率比較（国税）



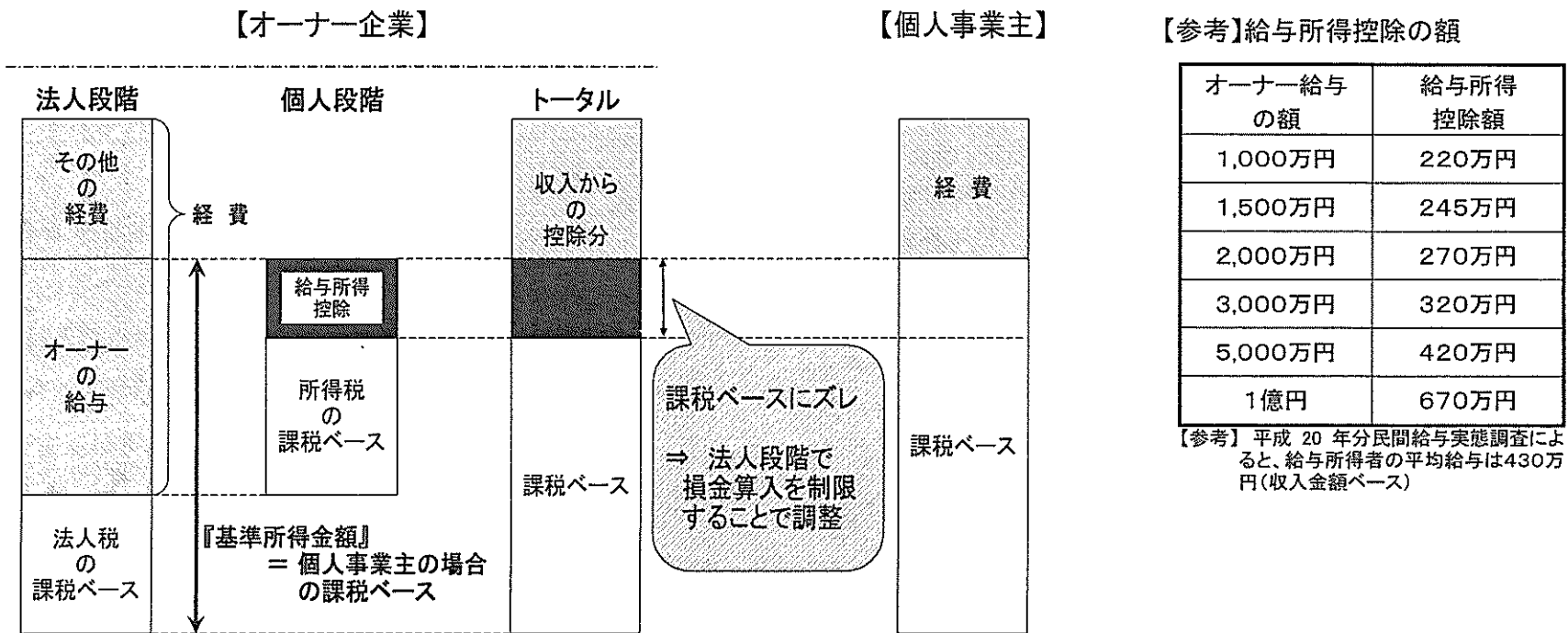
(注) 課税所得を事業税引後所得として、法人税及び所得税の税負担率を算出。

「一人一社」課税制度

一人オーナー会社の役員給与の損金算入制限措置について

新会社法における一人会社の全面的解禁や最低資本金規制の撤廃等を背景として、個人事業主との負担の公平性を確保する観点から、いわゆる一人オーナー会社において発生する「経費（オーナー給与に係る給与所得控除相当額）の二重控除」を是正する措置を導入（平成18年度改正）

- **対象企業**：オーナー及びその同族関係者が株式の90%以上を保有し、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社
- **適用除外**：基準所得金額（法人所得+オーナーの給与）が1,600万円(19年度改正で800万円から引上げ)以下の法人
 基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下で、オーナー給与の割合が50%以下の法人



一人オーナー会社課税制度の適用状況等

○ 本制度により納税額が増加した法人数等

適用除外基準 (基準所得金額)	法人数	税 額
1,600万円	9.3万社	672億円

(備考)平成19年度分の会社標本調査等のデータを基にした推計

(参考)制度導入時の推計

	適用除外基準	法人数	税額
制度導入時 (18年度)の推計	800万円	5~6万社	290億円
要件緩和時 (19年度)の推計	1,600万円	2~3万社	160億円
過去に実施したサ ンプル調査に基 づく推計			
19年3月決算法人	800万円	11.7万社	—
20年3月決算法人	1,600万円	5.6万社	—

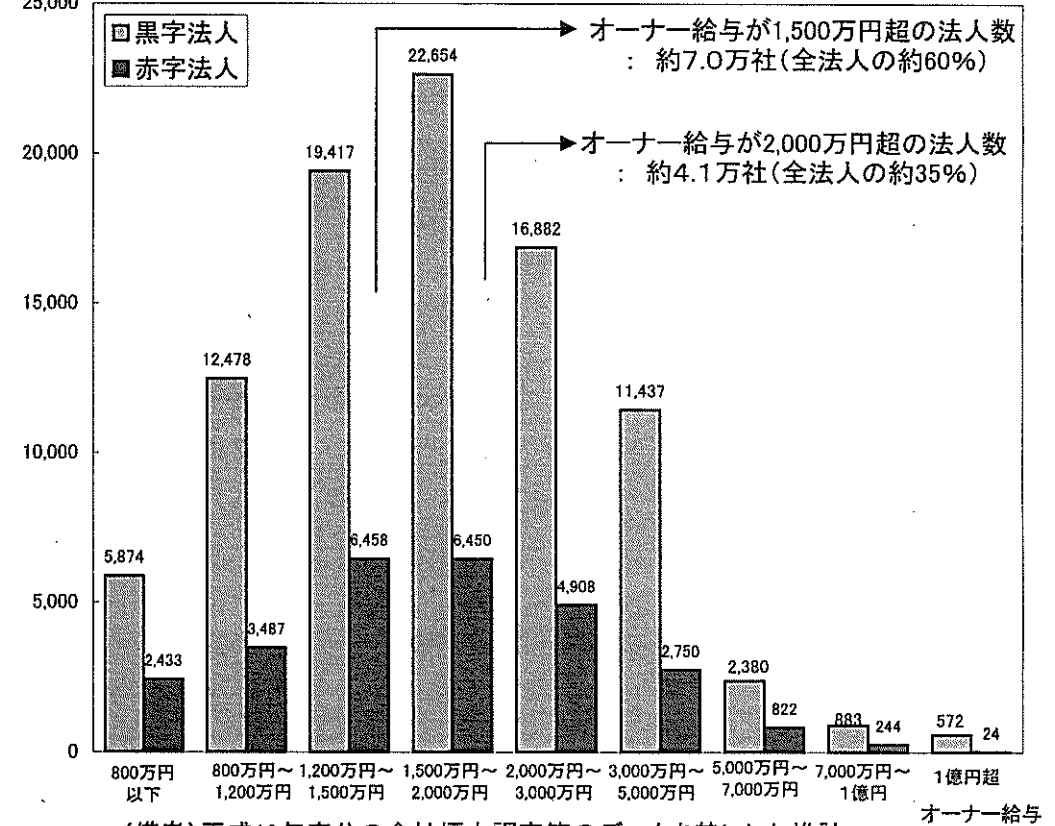
【参考データ】

本調査における適用対象法人のオーナー給与の中位数
1680万円

○ 適用会社におけるオーナー給与の水準

	適用法人数	オーナー給与 平均額	オーナー給与 最高額
黒字法人	9.3万社	2,048万円	3億8,200万円
赤字法人	2.8万社	1,926万円	3億6,000万円
全 体	12.0万社	2,020万円	

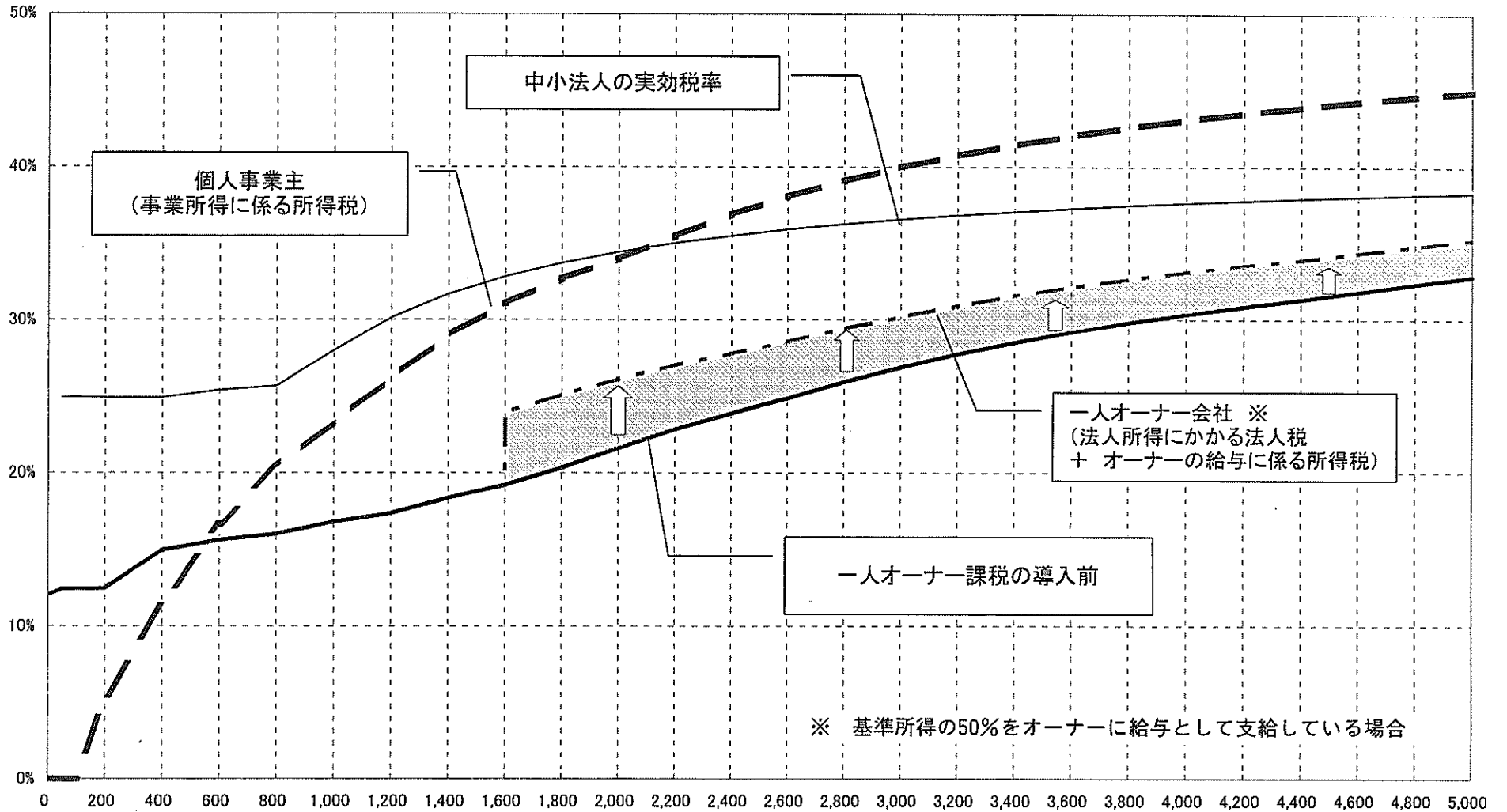
(法人数)
25,000



(備考)平成19年度分の会社標本調査等のデータを基にした推計

個人事業主と一人オーナー会社の税負担

実効税率



※ 基準所得の50%をオーナーに給与として支給している場合

- (注)1. 地方税を含む
2. 中小軽減税率は18%で計算

事業所得金額(個人事業主):(万円)
基準所得金額(法人所得+オーナー給与):(万円)

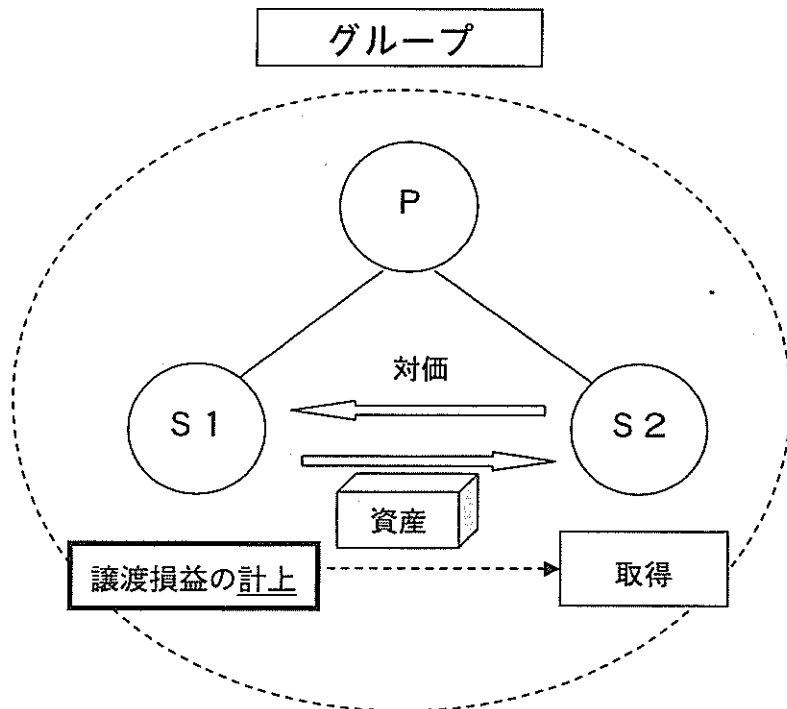
資本に係る取引等に係る税制

(要望①) グループ法人間の譲渡取引の損益の繰延べ

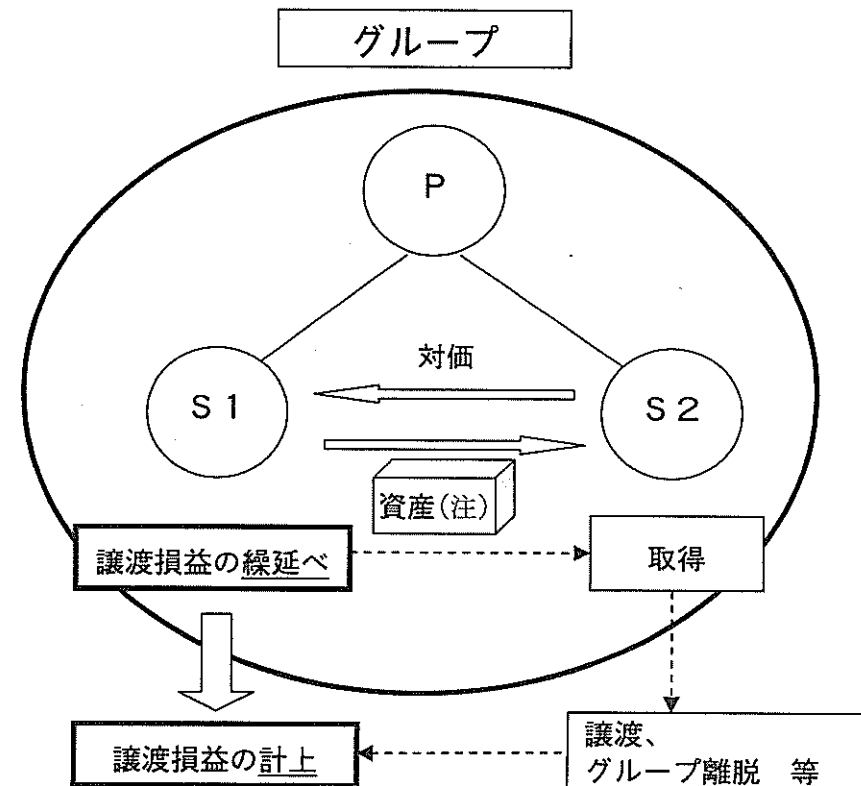
資産のグループ内取引により生ずる譲渡損益については、その資産がグループ外に移転する等の時まで、計上を繰り延べる

※ 連結納税においては、既に同様の仕組みである連結法人間取引の損益調整制度が導入済

【現行】



【要望】



(注) ・ 対象は、100%グループに限定

・ 棚卸資産、帳簿価額1,000万円未満の資産等は対象外

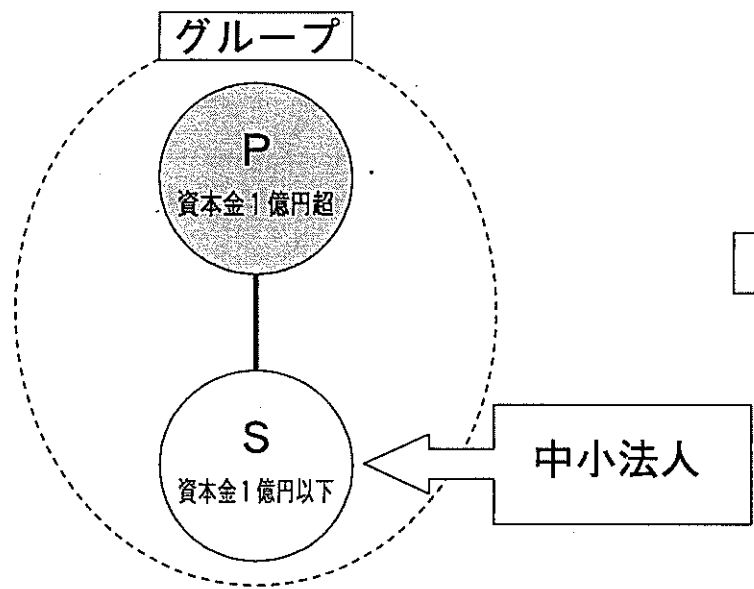
(要望②) 大法人の100%子会社への中小特例の適用の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取扱い（中小特例の適用）について、親会社の資本規模も判定の基準に追加する見直しを検討

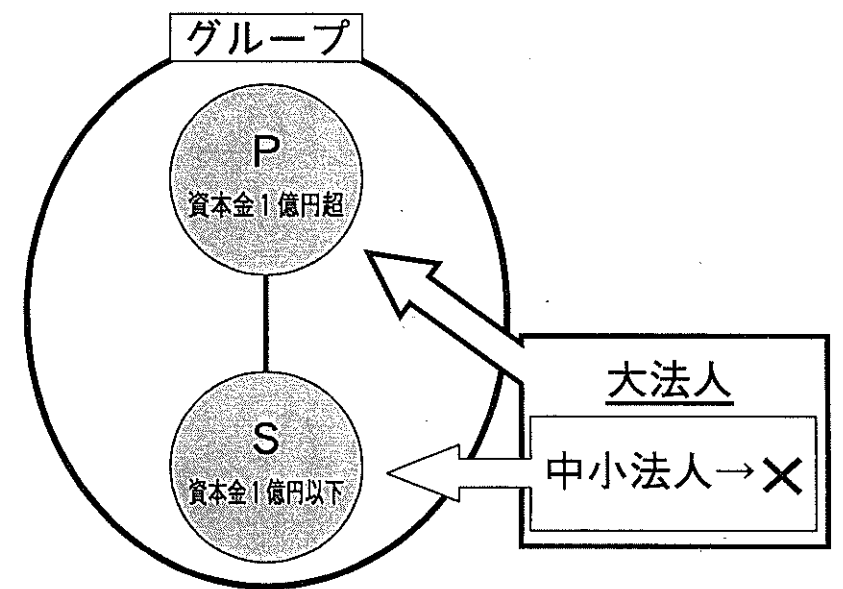
(中小企業特例)

- ・ 軽減税率
- ・ 貸倒引当金の法定繰入率
- ・ 欠損金の繰戻し還付の停止措置の不適用
- ・ 留保金課税の不適用
- ・ 交際費の損金不算入の特例

【現行】

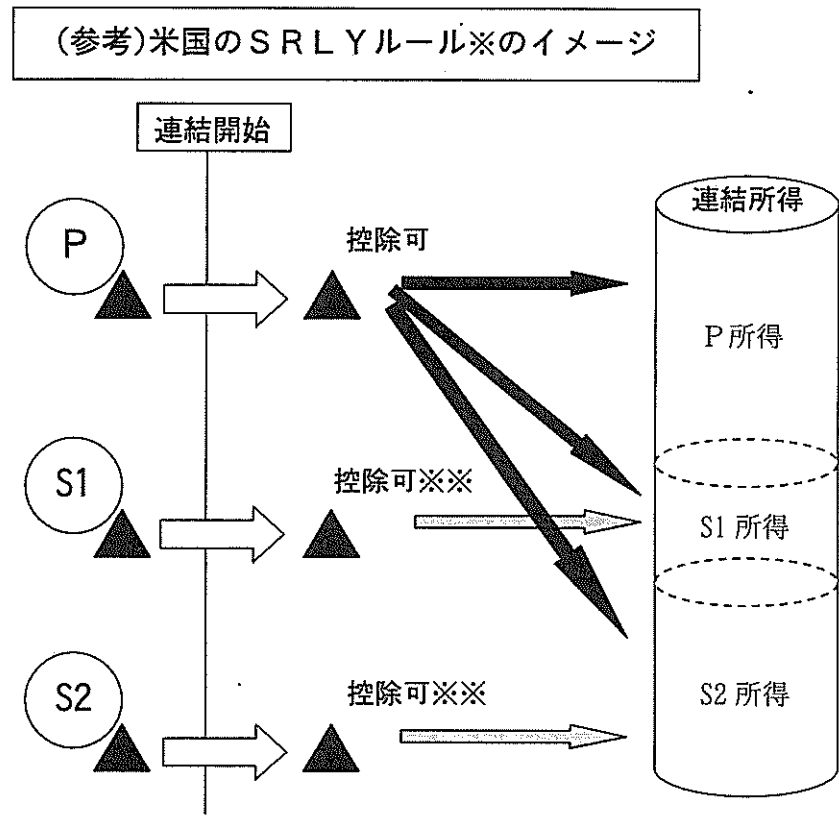
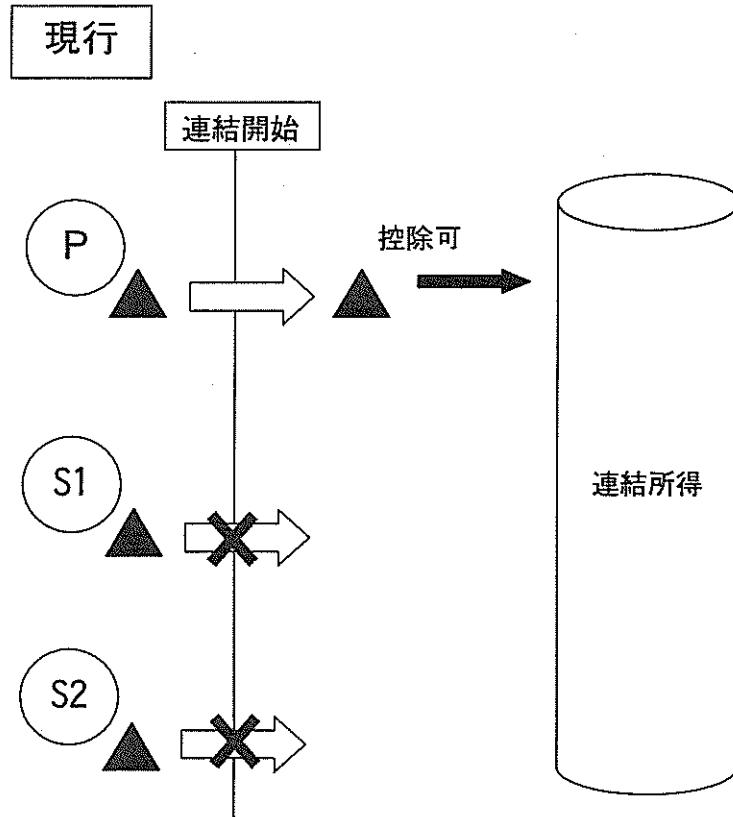


【要望】



(要望③) 連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し

連結子法人の連結開始前の欠損金は連結所得から控除できないこととされている（いわゆる持込制限）が、租税回避の弊害が生じない範囲で、連結納税制度が利用されやすくするよう、この制限の緩和について検討



※ Separate Return Limitation Yearルール

※※ 子法人の単体欠損金の控除は子法人の個別所得の範囲内に制限